

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
厚生会クリニック	福島市鎌田字門丈壇四―一	令和七年七月一日
茂庭診療所	福島市飯坂町茂庭字西川原八七	令和七年七月一日
佐瀬皮膚科医院	会津若松市白虎町三八―九	令和七年七月一日
あさか耳鼻咽喉科クリニック	郡山市安積三―三一二―三	令和七年七月一日
医療法人社団新生会 南東北第二病院	郡山市八山田六丁目九五	令和七年七月一日
こまつ眼科クリニック	いわき市内郷高坂町大町一―八	令和七年七月三日
ながせ皮フ科クリニック	いわき市小名浜林城字辻前三―一	令和七年七月一日
みやのもりクリニック	須賀川市森宿字横見根一三―三	令和七年七月十七日

名 称		所 在 地		指 定 年 月 日	
たむら市民病院		田村市船引町船引字南町通一一一番地		令和七年七月一日	
ひらた中央病院		石川郡平田村大字上蓬田字清水内四		令和七年七月一日	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十五日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
黒江歯科医院	福島市大森字北滝ノ前二四―四	令和七年七月一日
くるまだ歯科	郡山市御前南一丁目一〇	令和七年七月三日
根本歯科医院	郡山市駅前一丁目二―九号	令和七年七月一日
四家歯科医院	いわき市小名浜鳥居北一―一	令和七年七月一日
緑川歯科医院	東白川郡塙町大字塙字大町三―二七―一	令和七年七月一日
中島歯科医院	石川郡石川町字鹿ノ坂二五	令和七年七月十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七 年 六 月 二十五 日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ものさと薬局	福島市鎌田御仮家九七	令和七年七月一日
クスリのアオキ城西町薬局	会津若松市城西町八番一二号	令和七年七月一日
山口薬局 長久保店	郡山市安積町長久保一丁目四一四	令和七年七月一日
株式会社くすりのマルト調剤薬局 高坂店	いわき市内郷高坂町八反田五五	令和七年七月一日
株式会社くすりのマルト調剤薬局 林城店	いわき市小名浜林城字辻前三番地二	令和七年七月一日
クスリのアオキ小名浜リスポ薬局	いわき市小名浜字蛭川南五番地六	令和七年七月一日
ケイ薬局	いわき市小名浜林城塚前五四一六	令和七年七月一日
船戸薬局	いわき市鹿島町船戸字沼田一一二一	令和七年七月一日

エムズ薬局	名
	称
南相馬市原町区日の出町一二六―三	所在地
令和七年七月一日	指定年月日